

## 山口市移動支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この山口市移動支援事業（以下「事業」という。）は、屋外での移動に困難がある障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）に対して、外出のための支援を行うことにより、障がい者等の地域での自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、山口市とする。ただし、適切な事業運営を行うことができると認められる社会福祉法人等（以下「サービス提供事業者」という。）に、事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

### (事業の内容)

第3条 この事業は、障がい者が社会参加のために外出する際に、移動の安全を図るための支援を行うものであって、次に掲げるものとする。

- (1) 個別支援 1人の障がい者等の外出のための移動支援
- (2) グループ支援 複数の障がい者等からなるグループの外出のための支援（ヘルパー1人につき障がい者等は3人まで）

2 サービスの提供範囲は、原則として1日の範囲内で用務を終えるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援の対象としない。ただし、福祉事務所長（山口市福祉事務所設置条例（平成17年山口市条例第91号）により設置された山口市福祉事務所の長をいう。以下同じ。）が支援の対象と認める外出については、この限りでない。

- (1) 通勤、営業活動等の経済的活動を目的とした外出
- (2) 通学、施設への通所等の通年かつ長期にわたる外出
- (3) 医療機関等への通院のための外出
- (4) 社会通念上適当でないと認められる外出
- (5) その他福祉事務所長が支援の対象でないと認める外出

### (サービス提供事業者)

第4条 福祉事務所長は、利用者に対して適切なサービスが提供できる事業者を指定するものとする。

2 事業を実施できる事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、都道府県知事から指定居宅介護事業所の指定を受けた者とする。

3 第1項の指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、あらかじめ山口市地域生活支援事業指定申請書（様式第1号）を福祉事務所長に提出しなければならない。

4 福祉事務所長は、前項の申請書を受理したときは、事業者の要件、障がい者等の自立

支援に関する実績及び事業実施能力並びに運営内容等を十分審査して、指定の適否を決定するものとする。

5 福祉事務所長は、前項の指定の適否を決定したときは、山口市地域生活支援事業指定決定通知書（様式第2号）により指定申請者に通知するものとする。

6 指定事業者は、所在地等の変更もしくは事業を廃止しようとするときは、あらかじめ山口市地域生活支援事業変更・（廃止）届（様式第3号）を福祉事務所長に届け出なければならない。

（対象者）

第5条 この事業の対象者は、山口市に居住地を有する障がい者等で、次の各号のいずれかに該当し、福祉事務所長が必要と認めた者とする。ただし、障害者総合支援法第28条第1項に規定する重度訪問介護、同行援護、行動援護又は重度障害者等包括支援により外出のための支援を受けることができる場合は、当該事業の対象者としなないこととする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、視覚障がい者もしくは全身性障がい者（上肢下肢ともに障がいがあると認められる者を含む）

(2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者もしくは障害者総合支援法第54条の規定による自立支援医療受給者証（障害者総合支援法施行令第1条の2第3号の規定による医療に限る。）の交付を受けている者で、外出時における支援が特に必要と認められる者

(4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者。

（申請）

第6条 この事業を利用しようとする者（以下「申請者」とする。）は、山口市地域生活支援事業利用申請書（様式第4号）を福祉事務所長に提出するものとする。

（決定）

第7条 福祉事務所長は、前条に規定する申請を受理したときは、速やかに内容を審査し、利用の可否を決定し、山口市地域生活支援事業利用決定通知書（様式第5号。以下「利用決定通知書」という。）により通知するものとする。

2 移動支援の支給量は、1ヶ月当たり50時間までとする。

（有効期間等）

第8条 前条の規定による利用決定の有効期間は決定の日より1年以内とし、有効期限は、有効期間終了月の月末までとする。

(利用の取消し)

第9条 福祉事務所長は、利用決定がなされた者（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用決定を取り消し、山口市地域生活支援事業利用取消通知書（様式第6号）により利用者へ通知することができる。

- (1) この事業の対象者ではなくなった場合
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けた場合
- (3) その他市長が利用を不相当と認めた場合

(利用決定通知書の再交付)

第10条 利用者は、汚損、紛失又はその他の理由により利用決定通知書の再交付を申請しようとするときは、山口市地域生活支援事業利用決定通知書再交付申請書（様式第7号）を福祉事務所長に提出しなければならない。

2 福祉事務所長は、利用決定期間内において、利用決定通知書の再交付の申請があったときは、利用決定通知書を再交付する。

(利用方法)

第11条 利用者が、この事業を利用しようとするときは、利用決定通知書をサービス提供事業者に提示し、依頼するものとする。

(利用者負担)

第12条 利用者は、別表1に掲げる利用者1人当たりのサービス提供単価の1割の額をサービス提供事業者に支払うものとする。ただし、利用者の属する世帯（利用者が障がい児の場合は世帯全体、障がい者の場合は本人及び配偶者）が住民税課税世帯以外の世帯の者についてはこれを免除する。

(委託料)

第13条 サービス提供事業者への委託料は、別表1に掲げる利用者1人当たりのサービス提供単価から前条に規定する利用者負担金を控除した金額とする。

2 サービス提供事業者は、サービスを提供した月の翌月10日までに、市長に対し、当該月の委託料を請求するものとする。なお、請求にあたっては、利用者ごとに別表1に掲げるサービス提供時間に応じたサービスコード及びサービス略称を記載した明細書及び実績記録票を添付するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 山口市阿東地域移動支援事業実施要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。ただし、様式第2号の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行し、改正後の第5条(4)の規定は、平成27年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

山口市地域生活支援事業指定申請書

年 月 日

山口市福祉事務所長 様

(申請者)  
所在地  
名 称

地域生活支援事業を行う者として指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申 請 者	フリガナ				
	名 称				
	主たる事務所の所在地	〒 ー			
	電話番号		FAX番号		
	法人の種別	<input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> NPO法人 <input type="checkbox"/> その他（      ）			
	主たる対象者	特定無し・身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児			
	代表者の職・氏名	職名		フリガナ	
				氏 名	
申請事業の種類	<input type="checkbox"/> 移動支援事業 <input type="checkbox"/> 訪問入浴サービス事業 <input type="checkbox"/> 日中一時支援事業				

(別記)

指定を受けようとする事業所	フリガナ						
	名称						
	所在地	(〒 - )					
	電話番号				FAX番号		
	管理者	フリガナ					
		氏名					
	住所	(〒 - )					
	事業開始年月日	年 月 日 (実際に事業を開始する日)					
	当該申請事業に係る 従業者の職種・員数	サービス管理 責任者	指 導 員		看護職員		その他
		専任	兼務	専任	兼務	専任	兼務
常勤(人)							
非常勤(人)							

(注)「専任」は専ら本事業に従事するものについて、「兼務」は本事業以外の業務にも従事する者について、その数を記入すること。

添付書類

1. 都道府県発行の指定書の写し
2. 申請者の定款、運営規定等
3. 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
4. 施設の平面図、資格証の写し
5. 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
6. その他必要な書類

(注) 複数の事業の指定を受ける場合は、事業ごとに提出してください。

様式第2号（第4条関係）

山口市地域生活支援事業指定決定通知書

年 月 日

申請者の名称 様

山口市福祉事務所長 印

年 月 日で申請のありました地域生活支援事業を行う者としての申請について、次のとおり指定したので通知します。

フリガナ	
事業所の名称	
事業の種類	
所在地	〒 ー
事業指定期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	指定日中一時支援事業所については、日中一時支援事業の人員、設備及び運営に関する基準を遵守すること。

様式第3号（第4条関係）

山口市地域生活支援事業変更・（廃止）届

年 月 日

山口市福祉事務所長 様

(申請者)

所在地

名 称

上記事業の変更・（廃止）承認について、次のとおり申請します。

名 称		
変更・（廃止）予定年月日	年 月 日	
変 更 事 項	サービス管理責任者・所在地・その他（ ） (変更項目を○で囲むこと)	
変更・（廃止）の内容 及び理由	変 更 後	変 更 前
	(理由)	

- (注) 1 必要に応じて関係書類を添付すること。  
2 廃止の場合は「変更事項」欄は記入しない。また「変更の内容及び理由」欄は、「廃止の理由」と読み替えるものとする。

様式第4号

山口市地域生活支援事業利用申請書（新規・変更）  
（移動支援・日中一時支援）

（あて先）山口市福祉事務所長

次のとおり申請します。

年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日	
	氏名	個人番号：		年 月 日	
	居住地	〒 電話番号			
	フリガナ		生年月日	年 月 日	
	支給申請に係る障害児氏名	個人番号：		続柄	
	身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神障害者保健福祉手帳番号
難病等の疾患名（特定医療費（指定難病）医療受給者証(写)又は診断書の添付が必要）					

届出者（※申請者と同一の場合は記入不要です。）

氏名 (申請者との関係)	( )
住所	〒

委任欄	左記の者を代理人と定め、利用申請の権限を委任します。  氏名  自筆による署名又は記名押印
-----	---

にチェックをして、必要事項をご記入ください。

サービスの種類	<input type="checkbox"/> 移動支援	申請する内容 ( 身体介護を伴う・身体介護を伴わない ) 希望する支給量 ( 時間/月 ) 利用予定の事業所 ( )
	<input type="checkbox"/> 日中一時支援 (日帰り短期入所)	希望する支給量 ( 日/月 ) 利用予定の事業所 ( )

※ 裏面に聞き取り項目あり

## 山口市記入欄（移動支援）

児童及び障害福祉サービスを利用されていない18歳以上の方は、以下の調査項目を確認。

調査項目 (○で囲む)	歩 行（全面支援・部分支援・見守り等・支援不要） 移 乗（全面支援・部分支援・見守り等・支援不要） 移 動（全面支援・部分支援・見守り等・支援不要） 排 尿（全面支援・部分支援・支援不要） 排 便（全面支援・部分支援・支援不要）	身体介護判定	身体介護を伴う・身体介護を伴わない  生 保 ・ 非課税 ・ 課 税
----------------	--	--------	--

## 山口市記入欄（日中一時支援）

障害福祉サービスを利用されていない方（者・児）は、以下の調査項目を確認。

調査項目 (○で囲む)	食 事（全面支援・部分支援・支援不要） 排 泄（全面支援・部分支援・支援不要） 入 浴（全面支援・部分支援・支援不要） 移 動（全面支援・部分支援・見守り等・支援不要） 行動障害（ 著しい・あり・なし ） ※下記の項目で確認 障 害（視覚1級・聴覚2級・音声言語3級）	区分判定	身体・知的・児童・精神  区分1・区分2・区分3  生 保 ・ 非課税 ・ 課 税
----------------	--	------	---

## 行動障害項目

著しい	下記のうちいずれかの行動への対応をほぼ毎日必要とする。
あり	下記のうちいずれかの行動への対応を週1・2回程度以上必要とする。 ① 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動 ② 睡眠障がいや食事、排泄に係る不適応行動 ③ 自傷行為や他人・物に対する粗暴な行為

## 同意欄

当該申請にあたり、各事業の自己負担額算定のため、市民税課税状況及び賦課徴収資料を調査閲覧することに同意します。

年 月 日

住 所

氏 名 \_\_\_\_\_

様

山口市福祉事務所長

## 山口市地域生活支援事業利用決定通知書

(移動支援)

山口市移動支援事業実施要綱第7条の規定により下記のとおり通知します。

## 1 決定

支給決定者	氏名		生年月日	
	住所			
決定に係る児童氏名		生年月日		
受給者番号				
支援の内容				
利用者負担				
有効期限				
注意事項				

## 2 却下

却下理由	
------	--

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に山口市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、山口市を被告として（訴訟において山口市を代表する者は山口市長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。（なお、その審査請求に対する裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁判の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様

山口市福祉事務所長

## 山口市地域生活支援事業利用取消通知書

(移動支援)

山口市移動支援事業実施要綱第9条の規定により下記のとおり通知します。

## 1 取消し

支給決定者	氏名		生年月日	
	住所			
決定に係る児童氏名		生年月日		
受給者番号				
支援の内容				
費用負担				
取消年月日				
取消理由				

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に山口市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、山口市を被告として（訴訟において山口市を代表する者は山口市長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。（なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第7号

山口市地域生活支援事業利用決定通知書再交付申請書

山口市福祉事務所長

年 月 日

山口市地域生活支援事業利用決定通知書の再交付について申請します。

サービスの種類	1 移動支援 2 日中一時支援 3 訪問入浴サービス
---------	----------------------------------

ふりがな		生年 月日	年 月 日
支給（給付）決定 障がい者（保護者） 氏 名	個人番号：		
居 住 地	〒 電話番号		
ふりがな		続柄	
支給決定に係る 児 童 氏 名	個人番号：	生年 月日	年 月 日

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）		
ふりがな		本人と の関係	
氏 名			
住 所	〒 電話番号		

委任欄	上記の者を代理人と定め、申請の権限を委任します。 氏 名 自筆による署名又は記名押印
-----	--

申請の理由	1 汚損      2 紛失      3 その他 [ 具体的な状況 ]
-------	---

※ 従前使用していた決定通知書を添付すること（紛失を除く。）

## 別表1

## 1. 身体介護あり

## (1) 日中のみ

サービスコード		サービス略称	サービス提供時間	単価(円)
種類	項目			
01	0101	日中0.5	30分未満	2,550
01	0102	日中1.0	30分以上	4,020
01	0103	日中1.5	1時間以上	5,840
01	0104	日中2.0	1時間30分以上	6,660
01	0105	日中2.5	2時間以上	7,500
01	0106	日中3.0	2時間30分以上	8,330
01	0107	日中3.5	3時間以上	9,160
01	0108	日中4.0	3時間30分以上	9,990
01	0109	日中4.5	4時間以上	10,820
01	0110	日中5.0	4時間30分以上	11,650
01	0111	日中5.5	5時間以上	12,480
01	0112	日中6.0	5時間30分以上	13,310
01	0113	日中6.5	6時間以上	14,140
01	0114	日中7.0	6時間30分以上	14,970
01	0115	日中7.5	7時間以上	15,800
01	0116	日中8.0	7時間30分以上	16,630
01	0117	日中8.5	8時間以上	17,460
01	0118	日中9.0	8時間30分以上	18,290
01	0119	日中9.5	9時間以上	19,120
01	0120	日中10.0	9時間30分以上	19,950
01	0121	日中10.5	10時間以上	20,780

## (2) 早朝のみ

サービスコード		サービス略称	サービス提供時間	単価(円)
種類	項目			
01	0201	早朝0.5	30分未満	3,190
01	0202	早朝1.0	30分以上	5,030
01	0203	早朝1.5	1時間以上	7,300
01	0204	早朝2.0	1時間30分以上	8,330
01	0205	早朝2.5	2時間以上	9,380

## (3) 夜間のみ

サービスコード		サービス略称	サービス提供時間	単価(円)
種類	項目			
01	0301	夜間0.5	30分未満	3,190
01	0302	夜間1.0	30分以上	5,030
01	0303	夜間1.5	1時間以上	7,300
01	0304	夜間2.0	1時間30分以上	8,330
01	0305	夜間2.5	2時間以上	9,380
01	0306	夜間3.0	2時間30分以上	10,410
01	0307	夜間3.5	3時間以上	11,450
01	0308	夜間4.0	3時間30分以上	12,490
01	0309	夜間4.5	4時間以上	13,530

## (4) 深夜のみ

サービスコード		サービス略称	サービス提供時間	単価(円)
種類	項目			
01	0401	深夜0.5	30分未満	3,830
01	0402	深夜1.0	30分以上	6,030
01	0403	深夜1.5	1時間以上	8,760
01	0404	深夜2.0	1時間30分以上	9,990
01	0405	深夜2.5	2時間以上	11,250
01	0406	深夜3.0	2時間30分以上	12,500
01	0407	深夜3.5	3時間以上	13,740
01	0408	深夜4.0	3時間30分以上	14,990
01	0409	深夜4.5	4時間以上	16,230
01	0410	深夜5.0	4時間30分以上	17,480
01	0411	深夜5.5	5時間以上	18,720
01	0412	深夜6.0	5時間30分以上	19,970
01	0413	深夜6.5	6時間以上	21,210

## (5) 深夜+早朝(合成単価)

サービスコード		サービス略称	サービス提供時間	単価(円)
種類	項目			
01	0501	深夜0.5+早朝0.5	深夜30分未満+早朝30分未満	5,670
01	0502	深夜0.5+早朝1.0	深夜30分未満+早朝30分以上1時間未満	7,940
01	0503	深夜0.5+早朝1.5	深夜30分未満+早朝1時間以上1時間30分未満	8,970
01	0504	深夜0.5+早朝2.0	深夜30分未満+早朝1時間30分以上2時間未満	10,020
01	0505	深夜0.5+早朝2.5	深夜30分未満+早朝2時間以上2時間30分未満	11,060
01	0506	深夜1.0+早朝0.5	深夜30分以上1時間未満+早朝30分未満	8,310
01	0507	深夜1.0+早朝1.0	深夜30分以上1時間未満+早朝30分以上1時間未満	9,330
01	0508	深夜1.0+早朝1.5	深夜30分以上1時間未満+早朝1時間以上1時間30分未満	10,380
01	0509	深夜1.0+早朝2.0	深夜30分以上1時間未満+早朝1時間30分以上2時間未満	11,420
01	0510	深夜1.5+早朝0.5	深夜1時間以上1時間30分未満+早朝30分未満	9,790
01	0511	深夜1.5+早朝1.0	深夜1時間以上1時間30分未満+早朝30分以上1時間未満	10,840
01	0512	深夜1.5+早朝1.5	深夜1時間以上1時間30分未満+早朝1時間以上1時間30分未満	11,870
01	0513	深夜2.0+早朝0.5	深夜1時間30分以上2時間未満+早朝30分未満	11,040
01	0514	深夜2.0+早朝1.0	深夜1時間30分以上2時間未満+早朝30分以上1時間未満	12,080
01	0515	深夜2.5+早朝0.5	深夜2時間以上2時間30分未満+早朝30分未満	12,290

## (6)早朝+日中(合成単価)

サービスコード		サービス略称	サービス提供時間	単価(円)
種類	項目			
01	0601	早朝0.5・日中0.5	早朝30分未満+日中30分未満	4,660
01	0602	早朝0.5・日中1.0	早朝30分未満+日中30分以上1時間未満	6,480
01	0603	早朝0.5・日中1.5	早朝30分未満+日中1時間以上1時間30分未満	7,300
01	0604	早朝0.5・日中2.0	早朝30分未満+日中1時間30分以上2時間未満	8,140
01	0605	早朝0.5・日中2.5	早朝30分未満+日中2時間以上2時間30分未満	8,970
01	0606	早朝1.0・日中0.5	早朝30分以上1時間未満+日中30分未満	6,850
01	0607	早朝1.0・日中1.0	早朝30分以上1時間未満+日中30分以上1時間未満	7,670
01	0608	早朝1.0・日中1.5	早朝30分以上1時間未満+日中1時間以上1時間30分未満	8,510
01	0609	早朝1.0・日中2.0	早朝30分以上1時間未満+日中1時間30分以上2時間未満	9,340
01	0610	早朝1.5・日中0.5	早朝1時間以上1時間30分未満+日中30分未満	8,120
01	0611	早朝1.5・日中1.0	早朝1時間以上1時間30分未満+日中30分以上1時間未満	8,960
01	0612	早朝1.5・日中1.5	早朝1時間以上1時間30分未満+日中1時間以上1時間30分未満	9,790
01	0613	早朝2.0・日中0.5	早朝1時間30分以上2時間未満+日中30分未満	9,170
01	0614	早朝2.0・日中1.0	早朝1時間30分以上2時間未満+日中30分以上1時間未満	10,000
01	0615	早朝2.5・日中0.5	早朝2時間以上2時間30分未満+日中30分未満	10,210

## (7)日中+夜間(合成単価)

サービスコード		サービス略称	サービス提供時間	単価(円)
種類	項目			
01	0701	日中0.5・夜間0.5	日中30分未満+夜間30分未満	4,390
01	0702	日中0.5・夜間1.0	日中30分未満+夜間30分以上1時間未満	6,660
01	0703	日中0.5・夜間1.5	日中30分未満+夜間1時間以上1時間30分未満	7,690
01	0704	日中0.5・夜間2.0	日中30分未満+夜間1時間30分以上2時間未満	8,740
01	0705	日中0.5・夜間2.5	日中30分未満+夜間2時間以上2時間30分未満	9,780
01	0706	日中1.0・夜間0.5	日中30分以上1時間未満+夜間30分未満	6,300
01	0707	日中1.0・夜間1.0	日中30分以上1時間未満+夜間30分以上1時間未満	7,320
01	0708	日中1.0・夜間1.5	日中30分以上1時間未満+夜間1時間以上1時間30分未満	8,370
01	0709	日中1.0・夜間2.0	日中30分以上1時間未満+夜間1時間30分以上2時間未満	9,410
01	0710	日中1.5・夜間0.5	日中1時間以上1時間30分未満+夜間30分未満	6,870
01	0711	日中1.5・夜間1.0	日中1時間以上1時間30分未満+夜間30分以上1時間未満	7,920
01	0712	日中1.5・夜間1.5	日中1時間以上1時間30分未満+夜間1時間以上1時間30分未満	8,950
01	0713	日中2.0・夜間0.5	日中1時間30分以上2時間未満+夜間30分未満	7,710
01	0714	日中2.0・夜間1.0	日中1時間30分以上2時間未満+夜間30分以上1時間未満	8,750
01	0715	日中2.5・夜間0.5	日中2時間以上2時間30分未満+夜間30分未満	8,540

## (8)夜間+深夜(合成単価)

サービスコード		サービス略称	サービス提供時間	単価(円)
種類	項目			
01	0801	夜間0.5・深夜0.5	夜間30分未満+深夜30分未満	5,400
01	0802	夜間0.5・深夜1.0	夜間30分未満+深夜30分以上1時間未満	8,130
01	0803	夜間0.5・深夜1.5	夜間30分未満+深夜1時間以上1時間30分未満	9,360
01	0804	夜間0.5・深夜2.0	夜間30分未満+深夜1時間30分以上2時間未満	10,620
01	0805	夜間0.5・深夜2.5	夜間30分未満+深夜2時間以上2時間30分未満	11,860
01	0806	夜間1.0・深夜0.5	夜間30分以上1時間未満+深夜30分未満	7,760
01	0807	夜間1.0・深夜1.0	夜間30分以上1時間未満+深夜30分以上1時間未満	8,990
01	0808	夜間1.0・深夜1.5	夜間30分以上1時間未満+深夜1時間以上1時間30分未満	10,250
01	0809	夜間1.0・深夜2.0	夜間30分以上1時間未満+深夜1時間30分以上2時間未満	11,500
01	0810	夜間1.5・深夜0.5	夜間1時間以上1時間30分未満+深夜30分未満	8,530
01	0811	夜間1.5・深夜1.0	夜間1時間以上1時間30分未満+深夜30分以上1時間未満	9,790
01	0812	夜間1.5・深夜1.5	夜間1時間以上1時間30分未満+深夜1時間以上1時間30分未満	11,040
01	0813	夜間2.0・深夜0.5	夜間1時間30分以上2時間未満+深夜30分未満	9,590
01	0814	夜間2.0・深夜1.0	夜間1時間30分以上2時間未満+深夜30分以上1時間未満	10,840
01	0815	夜間2.5・深夜0.5	夜間2時間以上2時間30分未満+深夜30分未満	10,630

## (9)深夜+早朝+日中(合成単価)

サービスコード		サービス略称	サービス提供時間	単価(円)
種類	項目			
01	0901	深夜0.5・早朝2.0・日中0.5	深夜30分未満+早朝1時間30分以上2時間未満+日中30分未満	10,850

## (10)日中増分

サービスコード		サービス略称	サービス提供時間	単価(円)
種類	項目			
01	1001	日中増0.5	30分未満	830
01	1002	日中増1.0	30分以上	1,660
01	1003	日中増1.5	1時間以上	2,490
01	1004	日中増2.0	1時間30分以上	3,320
01	1005	日中増2.5	2時間以上	4,150
01	1006	日中増3.0	2時間30分以上	4,980
01	1007	日中増3.5	3時間以上	5,810
01	1008	日中増4.0	3時間30分以上	6,640
01	1009	日中増4.5	4時間以上	7,470
01	1010	日中増5.0	4時間30分以上	8,300
01	1011	日中増5.5	5時間以上	9,130
01	1012	日中増6.0	5時間30分以上	9,960
01	1013	日中増6.5	6時間以上	10,790
01	1014	日中増7.0	6時間30分以上	11,620
01	1015	日中増7.5	7時間以上	12,450
01	1016	日中増8.0	7時間30分以上	13,280
01	1017	日中増8.5	8時間以上	14,110
01	1018	日中増9.0	8時間30分以上	14,940
01	1019	日中増9.5	9時間以上	15,770
01	1020	日中増10.0	9時間30分以上	16,600
01	1021	日中増10.5	10時間以上	17,430

## (11)早朝増分

サービスコード		サービス略称	サービス提供時間	単価(円)
種類	項目			
01	1101	早朝増0.5	30分未満	1,040
01	1102	早朝増1.0	30分以上	2,080
01	1103	早朝増1.5	1時間以上	3,110
01	1104	早朝増2.0	1時間30分以上	4,150
01	1105	早朝増2.5	2時間以上	5,190

## (12)夜間増分

サービスコード		サービス略称	サービス提供時間	単価(円)
種類	項目			
01	1201	夜間増0.5	30分未満	1,040
01	1202	夜間増1.0	30分以上	2,080
01	1203	夜間増1.5	1時間以上	3,110
01	1204	夜間増2.0	1時間30分以上	4,150
01	1205	夜間増2.5	2時間以上	5,190
01	1206	夜間増3.0	2時間30分以上	6,230
01	1207	夜間増3.5	3時間以上	7,260
01	1208	夜間増4.0	3時間30分以上	8,300
01	1209	夜間増4.5	4時間以上	9,340

## (13)深夜増分

サービスコード		サービス略称	サービス提供時間	単価(円)
種類	項目			
01	1301	深夜増0.5	30分未満	1,250
01	1302	深夜増1.0	30分以上	2,490
01	1303	深夜増1.5	1時間以上	3,740
01	1304	深夜増2.0	1時間30分以上	4,980
01	1305	深夜増2.5	2時間以上	6,230
01	1306	深夜増3.0	2時間30分以上	7,470
01	1307	深夜増3.5	3時間以上	8,720
01	1308	深夜増4.0	3時間30分以上	9,960
01	1309	深夜増4.5	4時間以上	11,210
01	1310	深夜増5.0	4時間30分以上	12,450
01	1311	深夜増5.5	5時間以上	13,700
01	1312	深夜増6.0	5時間30分以上	14,940
01	1313	深夜増6.5	6時間以上	16,190

## 2、身体介護なし

## (1)日中のみ

サービスコード		サービス略称	サービス提供時間	単価(円)
種類	項目			
02	0101	日中0.5	30分未満	1,050
02	0102	日中1.0	30分以上	1,960
02	0103	日中1.5	1時間未満	2,740
02	0104	日中2.0	1時間30分以上	3,430
02	0105	日中2.5	2時間未満	4,120
02	0106	日中3.0	2時間30分以上	4,810
02	0107	日中3.5	3時間未満	5,500
02	0108	日中4.0	3時間30分以上	6,190
02	0109	日中4.5	4時間未満	6,880
02	0110	日中5.0	4時間30分以上	7,570
02	0111	日中5.5	5時間未満	8,260
02	0112	日中6.0	5時間30分以上	8,950
02	0113	日中6.5	6時間未満	9,640
02	0114	日中7.0	6時間30分以上	10,330
02	0115	日中7.5	7時間未満	11,020
02	0116	日中8.0	7時間30分以上	11,710
02	0117	日中8.5	8時間未満	12,400
02	0118	日中9.0	8時間30分以上	13,090
02	0119	日中9.5	9時間未満	13,780
02	0120	日中10.0	9時間30分以上	14,470
02	0121	日中10.5	10時間未満	15,160

## (2)早朝のみ

サービスコード		サービス略称	サービス提供時間	単価(円)
種類	項目			
02	0201	早朝0.5	30分未満	1,310
02	0202	早朝1.0	30分以上	2,450
02	0203	早朝1.5	1時間未満	3,430
02	0204	早朝2.0	1時間30分以上	4,290
02	0205	早朝2.5	2時間未満	5,150

## (3)夜間のみ

サービスコード		サービス略称	サービス提供時間	単価(円)
種類	項目			
02	0301	夜間0.5	30分未満	1,310
02	0302	夜間1.0	30分以上	2,450
02	0303	夜間1.5	1時間未満	3,430
02	0304	夜間2.0	1時間30分以上	4,290
02	0305	夜間2.5	2時間未満	5,150
02	0306	夜間3.0	2時間30分以上	6,010
02	0307	夜間3.5	3時間未満	6,880
02	0308	夜間4.0	3時間30分以上	7,740
02	0309	夜間4.5	4時間未満	8,600

## (4)深夜のみ

サービスコード		サービス略称	サービス提供時間	単価(円)
種類	項目			
02	0401	深夜0.5	30分未満	1,580
02	0402	深夜1.0	30分以上	2,940
02	0403	深夜1.5	1時間未満	4,110
02	0404	深夜2.0	1時間30分以上	5,150
02	0405	深夜2.5	2時間未満	6,180
02	0406	深夜3.0	2時間30分以上	7,220
02	0407	深夜3.5	3時間未満	8,250
02	0408	深夜4.0	3時間30分以上	9,290
02	0409	深夜4.5	4時間未満	10,320
02	0410	深夜5.0	4時間30分以上	11,360
02	0411	深夜5.5	5時間未満	12,390
02	0412	深夜6.0	5時間30分以上	13,430
02	0413	深夜6.5	6時間未満	14,450

## (5)深夜+早朝(合成単価)

サービスコード		サービス略称	サービス提供時間	単価(円)
種類	項目			
02	0501	深夜0.5・早朝0.5	深夜30分未満+早朝30分未満	2,720
02	0502	深夜0.5・早朝1.0	深夜30分未満+早朝30分以上1時間未満	3,690
02	0506	深夜1.0・早朝0.5	深夜30分以上1時間未満+早朝30分未満	3,920

## (6)早朝+日中(合成単価)

サービスコード		サービス略称	サービス提供時間	単価(円)
種類	項目			
02	0601	早朝0.5・日中0.5	早朝30分未満+日中30分未満	2,220
02	0602	早朝0.5・日中1.0	早朝30分未満+日中30分以上1時間未満	3,000
02	0606	早朝1.0・日中0.5	早朝30分以上1時間未満+日中30分未満	3,230

## (7) 日中+夜間(合成単価)

サービスコード		サービス略称	サービス提供時間	単価(円)
種類	項目			
02	0701	日中0.5・夜間0.5	日中30分未満+夜間30分未満	2,190
02	0702	日中0.5・夜間1.0	日中30分未満+夜間30分以上1時間未満	3,160
02	0706	日中1.0・夜間0.5	日中30分以上1時間未満+夜間30分未満	2,940

## (8) 夜間+深夜(合成単価)

サービスコード		サービス略称	サービス提供時間	単価(円)
種類	項目			
02	0801	夜間0.5・深夜0.5	夜間30分未満+深夜30分未満	2,680
02	0802	夜間0.5・深夜1.0	夜間30分未満+深夜30分以上1時間未満	3,850
02	0806	夜間1.0・深夜0.5	夜間30分以上1時間未満+深夜30分未満	3,620

## (9) 深夜+早朝+日中(合成単価)

サービスコード		サービス略称	サービス提供時間	単価(円)
種類	項目			
-	-	なし	なし	

## (10) 日中増分

サービスコード		サービス略称	サービス提供時間	単価(円)
種類	項目			
02	1001	日中増0.5	30分未満	690
02	1002	日中増1.0	30分以上	1,380
02	1003	日中増1.5	1時間以上	2,070
02	1004	日中増2.0	1時間30分以上	2,760
02	1005	日中増2.5	2時間以上	3,450
02	1006	日中増3.0	2時間30分以上	4,140
02	1007	日中増3.5	3時間以上	4,830
02	1008	日中増4.0	3時間30分以上	5,520
02	1009	日中増4.5	4時間以上	6,210
02	1010	日中増5.0	4時間30分以上	6,900
02	1011	日中増5.5	5時間以上	7,590
02	1012	日中増6.0	5時間30分以上	8,280
02	1013	日中増6.5	6時間以上	8,970
02	1014	日中増7.0	6時間30分以上	9,660
02	1015	日中増7.5	7時間以上	10,350
02	1016	日中増8.0	7時間30分以上	11,040
02	1017	日中増8.5	8時間以上	11,730
02	1018	日中増9.0	8時間30分以上	12,420
02	1019	日中増9.5	9時間以上	13,110
02	1020	日中増10.0	9時間30分以上	13,800
02	1021	日中増10.5	10時間以上	14,490

## (11) 早朝増分

サービスコード		サービス略称	サービス提供時間	単価(円)
種類	項目			
02	1101	早朝増0.5	30分未満	860
02	1102	早朝増1.0	30分以上	1,730
02	1103	早朝増1.5	1時間以上	2,590
02	1104	早朝増2.0	1時間30分以上	3,450
02	1105	早朝増2.5	2時間以上	4,310

## (12) 夜間増分

サービスコード		サービス略称	サービス提供時間	単価(円)
種類	項目			
02	1201	夜間増0.5	30分未満	860
02	1202	夜間増1.0	30分以上	1,730
02	1203	夜間増1.5	1時間以上	2,590
02	1204	夜間増2.0	1時間30分以上	3,450
02	1205	夜間増2.5	2時間以上	4,310
02	1206	夜間増3.0	2時間30分以上	5,180
02	1207	夜間増3.5	3時間以上	6,040
02	1208	夜間増4.0	3時間30分以上	6,900
02	1209	夜間増4.5	4時間以上	7,760

## (13) 深夜増分

サービスコード		サービス略称	サービス提供時間	単価(円)
種類	項目			
02	1301	深夜増0.5	30分未満	1,040
02	1302	深夜増1.0	30分以上	2,070
02	1303	深夜増1.5	1時間以上	3,110
02	1304	深夜増2.0	1時間30分以上	4,140
02	1305	深夜増2.5	2時間以上	5,180
02	1306	深夜増3.0	2時間30分以上	6,210
02	1307	深夜増3.5	3時間以上	7,250
02	1308	深夜増4.0	3時間30分以上	8,280
02	1309	深夜増4.5	4時間以上	9,320
02	1310	深夜増5.0	4時間30分以上	10,350
02	1311	深夜増5.5	5時間以上	11,390
02	1312	深夜増6.0	5時間30分以上	12,420
02	1313	深夜増6.5	6時間以上	13,460

### 3、注意事項

- (1)最初の30分及びそれ以後の各30分ごとに、日中(8:00~18:00)、夜間(18:00~22:00)、深夜(22:00~6:00)、早朝(6:00~8:00)の時間帯に区分し算定する。
- (2)時間帯をまたぐ場合で、合成単価が使用できる場合は合成単価を使用する。また、合成単価のみでは算定時間が足りない場合は増分単価を使用する。
- (3)グループ支援の場合は、使用する各単価の7割を算定し、10円未満の端数がある場合はこれを四捨五入する。
- (4)身体介護の有無及び基本報酬単価については、障害者総合支援法(平成17年法律第123号)第5条第2項に定める居宅介護における通院等介助対象者の基準を準用する。